

## 平成 29(2017)年 3 月卒業し、 「特定活動(就職活動)」ビザに切り替えた留学生のみなさまへ

「特定活動（就職活動）」ビザに切り替えてからハローワークにお越しの際は、パスポートに添付している「指定書」と在留カードを持参してください。

窓口で指定書を確認できないと、職業紹介できませんので、ご了承ください。

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことのできる活動を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

※指定書はパスポートに添付している場合が多いです

大阪外国人雇用サービスセンター